

協議第38号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

下水道事業の取扱いについて

- 1 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- 2 下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成19年 7月30日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（下水道事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
38		下水道事業の取扱い				
	1	下水道計画	建設部会	第5回		
	2	下水道使用料	建設部会	第5回		
	3	受益者負担金	建設部会	第5回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画①
調整方針	富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 事業名 単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業</p> <p>2. 会計名 熊本市公共下水道企業会計</p> <p>3. 汚水計画 計画面積 12,280 ha 計画人口 706,000 人 目標年次 平成 32 年 事業費 587,472 百万円 計画処理水量 517,600 m³/日 排除方式 分流式、一部合流式</p> <p>4. 認可計画 計画面積 11,136 ha 計画人口 639,160 人 目標年次 平成 23 年(流関は 20 年) 事業費 420,885 百万円</p>	<p>1. 事業名 公共下水道事業 (公共関連公共下水道)</p> <p>2. 会計名 富合町公共下水道特別会計</p> <p>3. 汚水計画 計画面積 420 ha 計画人口 15,000 人 目標年次 平成 30 年 事業費 18,015 百万円 計画処理水量 7,050 m³/日 排除方式 分流式</p> <p>4. 認可計画 計画面積 151 ha 計画人口 3,630 人 目標年次 平成 21 年 事業費 6,339 百万円</p>	<p>富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。 なお、富合処理区に関する宇土市との協定については、新市との間で継続する。 また、雨水計画については、合併後検討する。</p>
		次頁へつづく	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	5. 整備状況(平成 17 年度末) 処理人口 549,272 人 普及率 83.4% 整備面積 9,119 ha 面整備率 74.3%	5. 整備状況(平成 17 年度末) 処理人口 1,774 人 普及率 22.1% 整備面積 76 ha 面整備率 18.1%	
	6. 公の施設の利用に関する協定 富合町との協定(杉島・御船手地区、32.2ha)は平成 14 年 9 月議会で議決	6. 公の施設の利用に関する協定 熊本市との協定(杉島・御船手地区 32.2ha)は平成 14 年 9 月議会で議決 宇土市との協定(区域面積 387.8ha)は平成 10 年 9 月議会で議決	
	7. 雨水計画 区域面積 8,970ha 目標年次 平成 32 年 事業費 40,939 百万円	7. 雨水計画 未策定	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	38 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料①
調整方針	合併時に熊本市の使用料金に統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 990 円 (従量料金 1 m³につき) ・11 m³~20 m³ 125 円 ・21 m³~50 m³ 165 円 ・51 m³~200 m³ 200 円 ・201 m³~500 m³ 240 円 ・501 m³~2,000 m³ 280 円 ・2,001 m³以上 325 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 2,240 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水 1 世帯につき 1,700 円</p> <p>(3) 一般公衆浴場 12 円/m³</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収 奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収 一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p>	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び自家井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 1,575 円 (従量料金 1 m³につき) ・11 m³~30 m³ 157 円 ・31 m³~50 m³ 178 円 ・51 m³~100 m³ 199 円 ・101 m³以上 220 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 3,150 円</p> <p>* 井戸水使用の場合町で水量計設置</p> <p>(2) 公衆浴場用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 m³につき 26 円 <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 建設課下水道班徴収 毎月検針 (委託) → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p>	<p>合併時に熊本市の使用料金に統合する</p>

次頁へつづく

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料②
調整方針			

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道局が検針 奇数・偶数月検針</p> <p>(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p>	<p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 委託により毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所、一般家庭の量水器の設置は基本的には、町が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理 日立情報システムズ</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	3 受益者負担金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	1. 受益者負担金額 200 円/m ² 2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び3年間×年4回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し 6. データ処理 市独自電算システム(富士通)	1. 受益者負担金額 200 円/m ² 2. 施行年月日 H14 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(口座振替は無し) ②5年間、年4回の分割均等払い及び一括納付有り ③一括納付の報奨金制度有り 報奨金額：3,745,312 円 件数：159 件 (17 年度実績) 6. データ処理 日立情報システムズ	合併時に熊本市の例により統合する。